

## 会 議 録

- 1 会議の名称 平成30年 第5回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 平成30年11月30日(金) 午前11時00分から  
午前11時20分まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一  
教育長 大橋慶士
  - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭  
社会教育課長 平松敏浩
  - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第23号 教育長職務代理者の指名について  
議案第24号 川根本町伝統文化伝承館条例の制定について  
議案第25号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の制定について
- 6 会議資料の名称 議案第23号～第25号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、鳥居委員、太田委員、森下委員の承認を求めます。  
前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

### 【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、平成30年第5回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしく願いいたします。

### 【議 事】

教育長 ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、平成30年第5回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

本会議は公開としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、本会議は公開することで決定します。

会議録についても同様に公開することでご承知願います。

それでは、議事に入ります。議案第23号 教育長職務代理者の指名についてを議題とします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、教育長に事故があるとき、又は教育長がかけたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。とされていますので、教育長職務代理者に、鳥居進委員を指名します。よろしく願います。」

次に、議案第24号「川根本町伝統文化伝承館条例の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第24号 川根本町伝統文化伝承館条例の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、現在建築中であります川根本町伝統文化伝承館が平成31年1月末に完成し、平成31年4月1日より管理運営を開始する伝統文化伝承館の管理及び運営について定める条例の制定をお願いするものであります。

第1条と第2条では、伝統文化伝承館の設置と管理について定めています。

第3条では、伝統文化伝承館の名称と設置場所について定めています。

第4条と第5条では、伝統文化伝承館の使用時間と休館日を定めています。

第6条では、伝統文化伝承館の管理及び効率的な運営について定めています。

第7条と第8条では、伝統文化伝承館の使用許可と、許可の取消し等について定めています。

第9条では、伝統文化伝承館の使用料について定めています。

第10条と第11条では使用料の免除についての取り決めと、使用料の不還付に関する取り決めについて定めています。

第12条から第14条までについては、性質上将来的に指定管理も考えられることから、指定管理が可能である取り決めについて定めています。

第15条では、規則への委任事項を定めています。

附則では、平成31年4月1からの施行についてと指定管理した場合における経過措置を定めています。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第24号「川根本町伝統文化伝承館条例の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第25号「川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第25号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町伝統文化伝承館条例の施行について必要な事項を定めたものであります。

第1条では、規則の趣旨について定めています。

第2条では、伝承館の使用許可申請について定めています。

第3条では、伝統文化伝承館の使用の許可について定めています。

第4条では、伝統文化伝承館の利用者における伝承館の遵守事項を定めています。

第5条では、伝統文化伝承館の使用料の免除について定めています。

第6条では、伝統文化伝承館の使用料の還付について定めています。

第7条では、指定管理者による管理について、町長が指定するものに指定管理された場合、前第4条から第6条中教育委員会とあるのを、指定管理と読み替えるものとする規則です。

第8条では、使用者が設備及び備品などの物件を損傷した場合の損害賠償についての規則です。

第9条においてはこの規定以外に対応する事が生じた場合、教育委員会が別に定めることを定めています。

この規則では、平成31年4月1日からの施行することについて、附則で定めています。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第25号「川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

## 8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、平成30年第5回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士